

お客様各位

## インボイス（適格請求書）制度における当金庫の対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、2023年10月1日より、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

これにより、消費税の仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者より交付を受けた「適格請求書（インボイス）」等の保存が必要になります。

当金庫においては、インボイス発行事業者の登録を行っておりますので、当金庫にお支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付いたしますインボイスに基づき、消費税の仕入税額控除を受けることが出来ます。

なお、具体的な要件等は顧問税理士等へお問い合わせください。

**当金庫の適格請求書発行事業者登録番号 : T1-3000-0500-1020**

### ◎ 当金庫が交付するインボイス

#### ① 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた際には、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

（例）窓口における振込手数料（ATMでのお取引を除く）、両替手数料等

#### ② 自動振替等の各サービスでお支払いいただく各種手数料について

各サービスでお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの発行を希望されるお客様へ窓口にてインボイスに係る帳票をお渡しするか、半年または年ごとにインボイスの要件を満たしたダイレクトメールを作成のうえ、ご郵送いたします。

発行をご希望されるお客様は、大変恐れ入りますが、営業店窓口、または得意先係へお申し出のうえ、別途「インボイス（適格請求書）発行依頼書」のご提出をお願い申し上げます。

（例）インターネットバンキングにおける振込手数料、口座振替手数料、月間基本手数料など

### ※（ご留意事項）ATMでのお取引については、インボイスを発行いたしません。

ATMおよび自動機によるお取引は、インボイスの交付が不要な自動販売機特例の対象となり、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除の適用を受けることが可能です。

そのため、ATMによる取引で出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイスに対応した様式改定は実施いたしませんので、ご了承ください。

その他、ご不明な点がございましたら、お取引店窓口までお問い合わせください。

以上

